

議第 1 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

老人福祉センター（呉市老人福祉センターみはらし荘）の指定管理者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，あらかじめ呉市議会の議決を経て，指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

老人福祉センター（全 4 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施設名	呉市老人福祉センターみはらし荘
施設所在地	呉市警固屋 8 丁目 1 7 番 1 号
設置年月日	昭和 5 0 年 9 月 1 5 日
設置目的	老人の福祉の増進を図るための施設として設置する。
設置条例	呉市老人福祉センター条例
施設規模等	敷地面積 4, 3 2 6 m ² 延べ面積 1, 6 5 8 m ² 構造・階数 鉄筋コンクリート造，地上 2 階建て 主要施設 事務室，浴室，研修室，娯楽室，売店，食堂，大広間，和室，図書室
利用状況	利用者数 平成 2 8 年度 3 6, 4 7 5 人 平成 2 9 年度 3 8, 4 2 3 人 平成 3 0 年度 3 8, 2 5 8 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 3 0 年度 【呉市分】 歳入 0 千円 歳出 2 9, 2 9 2 千円 指定管理料 2 7, 8 9 2 千円 需用費（修繕料） 1, 4 0 0 千円 【指定管理者分】 収入 3 2, 9 3 9 千円 支出 3 2, 9 3 9 千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照
指定管理実績	平成 1 8 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会 平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会 平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 次に掲げる事業に関する業務
 - ア 老人の生活及び身上等に関する相談
 - イ 老人の機能回復訓練
 - ウ 老人の健康の増進，教養の向上及びレクリエーション等のための便宜の提供
 - エ その他老人福祉に必要な事業
- (3) 使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本財産	110,344千円
従業員数	288人
役員	会長 中本 克州 副会長 城 健康 古江 由紀枝 原垣内 清治 常務理事 山根 直行 理事 神田 晃典 森本 勝利 山口 幸夫 川畑 勝之 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 中野 光明 河野 一美 山田 照枝 奥先 楓 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 玉木 正治 内藤 雅夫 監事 吉井 光廣 中野 正氣
決算	平成30年度 収入 13億2,646万円 支出 12億9,344万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	(1) 高齢者の福祉の増進を図るための様々な取組を行うとともに、高齢者からの生活、健康、身上等各種相談に対応するなど、市民に寄り添った施設運営に取り組んでいく。 (2) 市南部地区の他の施設や地域協働団体、福祉団体と連携し、多角的・重層的な管理運営を実施していく。
管理運営体制	所長を施設全体の統括者とし、施設の保全・修繕等に関する設備担当を2名、各種教室の管理運営や契約事務等に関する事務担当を2名配置し、計5名体制で管理に当たる。
施設の維持管理	腐食性の高い温泉水を使用する温泉入浴施設を有することから、入浴施設全般の日常点検、保守点検を実施するとともに、高圧洗浄機や洗剤による清掃と水質検査に基づく消毒等を確実に実施することで衛生管理の徹底を図る。
利用促進の取組	(1) パンフレット等の配布のほか、社会福祉協議会のホームページにみはらし荘のコーナーを設けるなど積極的なPR活動を行う。 (2) 送迎バスの運行により団体利用者等の利便性を確保し、利用者の増加を図る。 (3) その他、常設ミニギャラリーの実施や各種教室及び趣味を楽しむ会等の充実により利用の促進を図る。
自主事業その他サービス向上の取組	各教室の成果発表の場、地域と利用者の交流の場として、毎年秋に「みはらし文化祭」を開催している。 また、利用者や地域住民に対する文化・教養の場として会場を提供する。
経費削減の取組	(1) 電力会社との契約内容の見直しや照明器具のLED化などにより、電気料金の削減に努める。 (2) 空調設備の適正温度の設定、不要な照明器具の消灯、節水の啓発など、利用者の快適性・利便性を損なわない範囲で経費削減に努めるとともに、施設周辺の除草等は、当施設職員により対応する。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	中本 克州

(2) 審査基準

応募者が、(1)に掲げる1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定

ア 事業計画書等の内容が，利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 【主な評価の視点】 利用者の平等利用の確保	適・否
イ 事業計画書等の内容が，施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 【主な評価の視点】 施設の設置目的との整合性 苦情への対応及び個人情報の取扱い	適・否
ウ 事業計画書等の内容が，利用促進が図られるものであること。 【主な評価の視点】 利用促進に係る具体的な取組 利用者数等の数値目標	適・否
エ 事業計画書等の内容が，適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 【主な評価の視点】 適正な提案額 管理経費の縮減に係る具体的な取組	適・否
オ 施設等の管理を安定して行う能力を有していること。 【主な評価の視点】 経営状況，管理体制 事故等の緊急事態への対応	適・否
カ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 【主な評価の視点】 障害者雇用への配慮 類似施設の管理実績	適・否
総合判定	適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

応募者	社会福祉法人呉市 社会福祉協議会	【評価した点】 ・利用者数が増加している実績があること。 ・入浴施設の衛生管理ができていること。 ・経費縮減の取組が行われていること。
総合判定	適	
【内 訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	

(4) 選定委員会名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	渡辺 晴子	広島国際大学 医療福祉学部 准教授
副 委 員 長	北村 健二	呉市福祉事務所長
委 員	松本 美幸	中国税理士会
	小田原 裕紀	呉市社会福祉施設連絡協議会
	畝田谷 栄子	広島県社会保険労務士会呉支部
	藤尾 裕治	広島県社会福祉士会
	大世渡 隆臣	呉市市民部警固屋市民センター長

9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行ったところ、応募者が1者であったため、当該者を指定管理者とすることの適否につき、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者である社会福祉法人呉市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。